



# 鳥取県公報

平成18年2月14日(火)  
第7761号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

告 示	指定居宅サービス事業者の指定(82)(東部福祉保健局).....1
	結核予防法による医療機関の指定の辞退(83)(倉吉保健所).....1
	結核予防法による医療機関の指定(84)(米子保健所).....2
	特定計量器の定期検査の実施(85)(県民生活課).....2
教委告示	定例教育委員会の招集(3)(教育総務課).....2
公 告	鳥取県砂利採取条例の規定に基づく認可状況の公表(2件)(治山砂防課).....3
調達公告	一般競争入札の実施(管財課).....4
	一般競争入札の実施(障害福祉課).....6
	一般競争入札の実施(環境政策課).....8
	公募型指名競争入札の実施(〃).....11

## 告 示

### 鳥取県告示第82号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成18年2月14日

鳥取県東部福祉保健局長 伊 藤 芳 子

氏名(名称及び代表者の氏名)	住所(主たる事務所の所在地)	居宅サービス事業を行う事業所の名称	居宅サービス事業を行う事業所の所在地	居宅サービス事業の種類	指定年月日
株式会社ソルヘム 代表取締役 伊藤正	東伯郡琴浦町大字徳万70-1	グループホーム陽だまりの家ふなおか	八頭郡八頭町船岡486-2	認知症対応型共同生活介護	平成18年2月6日

### 鳥取県告示第83号

結核予防法(昭和26年法律第96号)第36条第4項の規定に基づき、指定医療機関が指定を辞退したので、結核予防法施行令(昭和26年政令第142号)第2条の5第2項において準用する同条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成18年2月14日

鳥取県倉吉保健所長 平 賀 瑞 雄

名 称	所 在 地	辞退年月日
クリニックアゼリア	倉吉市山根43	平成18年1月31日

**鳥取県告示第84号**

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第1項の規定に基づき、医療機関を指定したので、結核予防法施行令（昭和26年政令第142号）第2条の5第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成18年2月14日

鳥取県米子保健所長 藤 井 秀 樹

名 称	所 在 地	指定年月日
紀の川薬局	米子市上福原五丁目12 - 63	平成18年2月3日
ちどり薬局	米子市加茂町一丁目19	〃
しらとり調剤薬局	米子市皆生新田一丁目9 - 13	〃

**鳥取県告示第85号**

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項の規定に該当する特定計量器以外の特定軽量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成18年2月14日

鳥取県知事 片 山 善 博

実 施 区 域	実 施 期 日	実施時間	実 施 場 所
米子市（平成17年3月31日市町村合併前の淀江町の区域に限る。）	平成18年3月16日（木）	午後1時から 午後3時まで	米子市淀江町淀江796 米子市淀江公民館

## 教 育 委 員 会 告 示

**鳥取県教育委員会告示第3号**

定例教育委員会の会議を次のとおり召集した。

平成18年2月14日

鳥取県教育委員会委員長 山 田 修 平

1 日時 平成18年2月20日（月）午前10時～

2 場所 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁教育委員会教育委員室

3 議題

- (1) 鳥取県公立小・中・盲・聾・養護学校学級編制基準について
- (2) その他

公 告

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条の規定に基づき、採取計画の認可をしたので、鳥取県砂利採取条例（平成15年鳥取県条例第73号）第11条の規定により次のとおり公表する。

平成18年2月14日

鳥取県県土整備部治山砂防課長 渡 辺 哲 二

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	認可の内容			認可年月日
		砂利採取場の所在地及び面積	採取をする砂利の種類及び数量	認可の期間	
オグラ建設株式会社 代表取締役 小椋卓士夫	東伯郡北栄町江北38	東伯郡湯梨浜町大字長瀬字十一ノ石2253外2筆 (7,292.0平方メートル)	砂（11,428.2立方メートル）	平成18年1月26日から平成19年1月25日まで	平成18年1月26日

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第20条第1項の規定に基づき、採取計画の変更の認可をしたので、鳥取県砂利採取条例（平成15年鳥取県条例第73号）第11条の規定により次のとおり公表する。

平成18年2月14日

鳥取県県土整備部治山砂防課長 渡 辺 哲 二

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	採取場の所在地及び面積	認可の期間	認可の内容			認可年月日
				変更事項	変更前の内容	変更後の内容	
千馬商会 代表者 千馬高広	鳥取市湖山町北三丁目468	鳥取市三津字大浜ノ一1102 - 1外6筆 (8,144.38平方メートル)	平成17年8月31日から平成18年8月30日まで	砂利採取場の所在地	鳥取市三津字大浜ノ一1102 - 1外5筆	鳥取市三津字大浜ノ一1102 - 1外6筆	平成18年1月27日
				砂利採取場の面積	5,461.44平方メートル	8,144.38平方メートル	
				採取をする砂利の数量	13,677.70立方メートル	24,074.70立方メートル	

## 調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成18年2月14日

鳥取県知事 片 山 善 博

### 1 調達内容

#### (1) 調達件名及び数量

鳥取県庁舎他設備保守管理委託 一式

#### (2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

#### (3) 履行期間

平成18年4月1日から平成19年3月31日まで

#### (4) 履行場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁舎ほか

#### (5) 入札方法

契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 2 競争入札参加資格

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成16年鳥取県告示第998号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格のうち、その資格区分が役務の施設設備保守管理に登録されている者であること。

(3) 平成18年2月14日（火）から同年3月10日（金）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 平成13年度以降に、鳥取県内において国、地方公共団体又は県の施設を管理する者が発注した、延べ床面積が5,000平方メートル以上の建物の設備保守管理業務（作業現場で技術員を常時在駐させる業務体制（以下「現場常駐体制」という。）によるものに限る。）を12月以上継続して履行した実績を有する者であること。

(5) 本件業務の履行期間中、次に掲げる技術員3名による現場常駐体制を組むことが可能である者であること。

ア 技術員3名のうち1名以上については、次の基準をすべて満たす者で、かつ、専任で配置できる者

(ア) 電気工事士法（昭和35年法律第139号）第4条第1項の第一種電気工事士免状又は第二種電気工事士免状の交付を受けており、かつ、当該免状に係る業務について5年以上の実務経験を有すること。

(イ) 消防法（昭和23年法律第186号）第13条の2第1項の危険物取扱者免状のうち、甲種危険物取扱者免状又は乙種危険物取扱者免状（第4類に限る。）の交付を受けていること。

(ウ) 中央監視制御装置の運転実務経験を3年以上有すること。

イ パソコンの基本操作（表計算ソフト（エクセルに限る。）及びワープロソフト（ワード又は一太郎）の基本操作を含む。）ができる者

## 3 契約担当部局

鳥取県総務部管財課

## 4 入札手続等

## (1) 契約条項を示す場所及び問合せ先

〒680 - 8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部管財課機械係 (議会棟1階)

電話 0857 - 26 - 7772

## (2) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で、平成18年2月14日(火)から同月24日(金)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時までの間に交付する。

なお、(1)の場所で直接受け取ることができない者については郵送により交付するので、200円切手をはり付けたあて先明記の返信用封筒を同封し、(1)の場所へ請求すること。

## (3) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展扱いとすること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展扱いとすること。)により、(1)の場所に送付すること。

## (4) 入札及び開札の日時及び場所

平成18年3月10日(金)午前10時(郵便等による入札書の受領期限は、同月9日(木)午後5時)

鳥取県庁第2庁舎4階 営繕入札室(鳥取市東町一丁目271)

## 5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す入札参加資格確認申請書その他必要な書類を、4の(1)の場所に平成18年2月28日(火)午後5時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

## 6 入札保証金及び契約保証金

## (1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として1の(5)で定める金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、会計規則第123条第2項の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

## (2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として1の(5)で定める金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第2項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

## 7 その他

## (1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

## (2) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否  
要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した役務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無  
無

(6) その他

ア 詳細は、入札説明書による。

イ この公告に示した役務に係る予算が成立しなかったときは、契約を締結しない。

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成18年2月14日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 1 調達内容

(1) 調達件名及び数量

鳥取県立総合療育センター清掃業務 一式

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 履行場所

米子市上福原七丁目13 - 3 鳥取県立総合療育センター

(4) 履行期間

平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

(5) 入札書の記入方法等

契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 競争入札参加資格

次に掲げる要件をすべて満たすこと。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成16年鳥取県告示第998号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格を有するとともに、その資格区分が役務に登録されている者であること。

(3) 平成18年2月14日（火）から同年3月24日（金）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項の規定により、同項第1号又は第8号の事業の登録を受けている者（建築物における衛生的環境の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成13年法律第156号）による改正前の建築物における衛生的環境の確保に関する法律第

12条の2第1項の規定により、同項第6号の事業の登録を受けている者を含む。) であること。

- (5) 平成14年度以降に鳥取県が発注した本件施設に係る清掃業務又は建物延べ床面積が7,000平方メートル以上の清掃業務を12月以上継続して履行した実績を有する者であること。

### 3 契約担当部局

鳥取県立総合療育センター事務部

### 4 入札手続等

- (1) 契約条項を示す場所及び問合せ先

〒683 - 0004 米子市上福原七丁目13 - 3

鳥取県立総合療育センター事務部

電話 0859 - 38 - 2155 (直通)

- (2) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で平成18年2月14日(火)から同月28日(火)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後4時までの間交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、同期間内に(1)の問合せ先に書面によりその旨を申し出ること。

- (3) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展扱いとすること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展扱いとすること。)により、(1)の場所に送付すること。

- (4) 入札及び開札の日時及び場所

平成18年3月27日(月)午後2時(郵便等による入札書の受領期限は、同月24日(金)午後5時)

鳥取県立総合療育センター2階 第1会議室

### 5 入札者に要求される事項

- (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ密封して提出しなければならない。

- (2) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した入札参加資格確認申請書その他必要な書類を、4の(1)の場所に平成18年2月28日(火)午後5時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

- (3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

### 6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。)第13条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

- (2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

### 7 その他

- (1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

## (2) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

## (3) 契約書作成の要否

要

## (4) 落札者の決定方法

会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とすることがある。

## (5) 手続における交渉の有無

無

## (6) その他

詳細は、入札説明書による。

## 8 Summary

## (1) Nature and quantity of the services to be required

・ Cleaning of buildings of Tottori Prefectural Rehab Center for Children

## (2) Deadline for the submission of documents for the qualification confirmation :

5 : 00 PM 28 February, 2006

## (3) Date and time for tender submission :

2 : 00 PM 27 March, 2006

Deadline for the submission of tenders by registered mail :

5 : 00 PM 24 March, 2006

## (4) Please contact :

Tottori Prefectural Rehab Center for Children

7 - 13 - 3 Kamifukubara, Yonago - shi, Tottori

683 - 0004 Japan

TEL 0859 - 38 - 2155

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成18年2月14日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 1 調達内容

## (1) 調達件名及び数量

天神川流域下水道天神浄化センターで使用する電気の供給

使用予定電力量（供給期間総計） 6,315,000キロワット時

使用予定電力量は、平成16年度の使用実績電力量から算出した数値（内訳は、入札説明書の参考資料を参照すること。）であり、流入する汚水の量、天候等により変動することがある。

## (2) 調達案件の仕様



入札説明書による。

(3) 供給期間

平成18年4月1日から平成19年3月31日まで

(4) 供給場所

東伯郡湯梨浜町大字長瀬1517 天神川流域下水道天神浄化センター

(5) 入札書の記入方法等

入札金額は、常用線及び予備線について、入札説明書に示す予定契約電力、使用予定電力量及び予定力率に応じた基本料金の単価並びに電力量料金の単価により算出した1年間の合計金額（単価には消費税及び地方消費税を含むものとし、合計金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を含む単価により見積もった額を入札書に記載すること。なお、燃料の価格変動に伴う調整は、考慮しないこととする。

2 競争入札参加資格

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成16年鳥取県告示第998号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格を有するとともに、その資格区分が役務のその他に登録されている者であること。

なお、この一般競争入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格審査の申請書類を平成18年2月28日（火）午後5時までに鳥取県出納局出納室に提出すること。

(3) 平成18年2月14日（火）から同年3月27日（月）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第3条第1項の規定により一般電気事業者として許可を受けている者又は同法第16条の2第1項の規定により届出を行っている特定規模電気事業者であること。

(5) 電気の供給を開始する日から確実に安定した電気の供給ができる者であること。

3 契約担当部局

鳥取県生活環境部環境政策課

4 入札手続等

(1) 契約条項を示す場所及び問合せ先

〒680 - 8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県生活環境部環境政策課水環境室（本庁舎7階）

電話 0857 - 26 - 7401

(2) 入札説明書等の交付方法

(1)の場所で、平成18年2月14日（火）から同月28日（火）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時までの間に交付する。

なお、(1)の場所で直接受け取ることができない者については郵送により交付するので、170円切手をはり付けたあて先明記の返信用封筒を同封し、(1)の場所へ請求すること。

(3) 郵便等による入札

可とする。ただし、配達証明郵便（親展扱いとすること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち配達証明郵便に準ずるもの（親展扱いとすること。）により、(1)の場所に送付すること。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

平成18年3月27日（月）午後1時30分（郵便等による入札書の受領期限は、同月24日（金）午後5時必着）

鳥取県庁本庁舎地階 第1会議室

5 入札者に要求される事項

- (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。
- (2) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す入札参加資格確認申請書その他必要な書類を、4の(1)の場所に平成18年2月28日(火)午後5時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
- (3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として1の(5)で定める金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。)第13条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として1の(5)で定める金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した役務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : Electricity for the sewer system in the drainage area of the Tenjin River, Tottori Prefecture 6,315,000 kWh
- (2) Supply period : From 1 April, 2006 through 31 March, 2007
- (3) Supply place : 1517 Nagase, Yurihama - Town, Tohaku - Gun, Tottori 682 - 0722 Japan
- (4) Deadline for the submission of documents for the qualification confirmation : 5 : 00 p.m. 28 February, 2006
- (5) Date and time for the submission of tenders : 1 : 30 p.m. 27 March, 2006  
Deadline for the submission of tenders by registered mail : 5 : 00 p.m. 24 March, 2006

(6) Please contact : Welfare and Environment Department, Environmental Policy Section, Tottori prefectural Government  
1 - 220 Higashi - machi, Tottori - Shi, Tottori 680 - 8570 Japan  
TEL 0857 - 26 - 7401

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成18年2月14日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 1 業務の概要

### (1) 業務名

天神川流域別下水道整備総合計画策定・全体計画及び基本設計変更業務委託

### (2) 業務場所

東伯郡湯梨浜町大字長瀬ほか

### (3) 業務内容

本件業務は、天神川水系において定められた水質環境基準（下水道法（昭和33年法律第79号）第2条の2第1項に規定する水質環境基準をいう。）を達成し、将来にわたり維持する上で必要となる下水道事業の総合計画及び天神川流域下水道事業を効率的に実施するための計画を立てるものである。

### (4) 業務の概要

ア 天神川流域別下水道整備総合計画の策定 一式

イ 天神川流域下水道事業全体計画の変更 一式

ウ 天神川流域下水道天神浄化センター基本設計の変更 一式

エ 天神川流域下水道事業維持管理財政計画の策定 一式

### (5) 履行期間

ア (4)のアの業務 契約の日から平成21年3月20日まで

イ (4)のイ及びウの業務 契約の日から平成19年3月31日まで

ウ (4)のエの業務 契約の日から平成18年3月31日まで

### (6) 予定価格 67,092,900円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

## 2 応募資料の提出ができる者

応募資料の提出ができる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成16年鳥取県告示第974号（測量等業務の契約に係る一般競争入札等に参加する者に必要な資格等について）に基づく入札参加資格（以下「入札参加資格」という。）のうち、土木関係建設コンサルタント業務に係るものを有すること。

(3) 平成18年2月14日（火）から本件業務の入札日までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けておらず、かつ、同要綱に規定する指名停止措置の要件に該当しない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者にあつては、当該申立てが行われた日から平成18年2月14日（火）までの間に改めて入札参加資格を付与されていること。

(5) 県内に事務所又は事業所（以下「事務所等」という。）を有していること。

(6) 技術士法（昭和58年法律第25号）第6条の規定により実施される第二次試験（技術部門を上下水道部門とするものに限る。以下「技術士試験」という。）に合格し、かつ、同法第32条第1項の規定による登録を

受けている常勤の技術部門の要員を10名以上有すること。

(7) 過去に業務が完了し、成果品を納入している流域別下水道整備総合計画（下水道法第2条の2第1項に規定する流域別下水道整備総合計画をいう。）の策定業務を実施した実績を有すること。ただし、共同企業体の構成員として実施した実績については、代表者としてのものに限る。

(8) 次に掲げる基準のいずれかを満たす者で、本件業務の実施期間中、管理技術者及び照査技術者として配置できるものを有すること。なお、管理技術者と照査技術者は、同一の者であってはならない。

ア 技術士試験に合格し、技術士法第32条第1項の規定による登録を受けていること。

イ 社団法人建設コンサルタンツ協会の行うシビルコンサルティングマネージャの資格試験（技術部門を下水道部門とするものに限る。）に合格し、その登録を受けていること。

### 3 応募資料の作成及び提出

(1) 応募資料作成要領の交付

ア 交付期間及び時間

平成18年2月14日（火）から同月27日（月）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県生活環境部環境政策課水環境室（鳥取県庁本庁舎7階）

(2) 応募資料の提出

本件入札に参加を希望する者は、応募資料作成要領に基づき作成した応募資料を次により提出するものとする。

ア 提出期間及び時間

(1)のアに同じ。

イ 提出場所

(1)のイに同じ。

ウ 提出方法

持参すること。

(3) 応募資料の審査

提出された応募資料を審査し、2に掲げる要件を満たしていることが確認された者は、すべて指名する。

### 4 その他

(1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県生活環境部環境政策課水環境室（電話番号0857 - 26 - 7402）とする。

(2) 各会計年度における請負代金の支払の限度額は、業務の進捗<sup>ちよく</sup>に応じて各会計年度ごとに概ね次の割合のとおりとする（債務負担）。なお、各会計年度の支払限度額のうち、1の(4)に掲げる業務ごとの支払額の割合については、応募資料作成要領を参照すること。

平成17年度 40パーセント

平成18年度 47パーセント

平成19年度 4パーセント

平成20年度 9パーセント

(3) 応募資料が提出されることをもって、提出者に本件入札に参加する意思があるものとみなす。

(4) 応募資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

(5) 応募資料の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、応募資料の提出があっても指名されとは限らない。

(6) 応募資料その他提出された書類は、返却しない。

(7) 業務内容に関する説明会は、行わない。

(8) 提出された応募資料は、提出者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。

- (9) 応募資料を提出し、2の要件を満たす者が1者のみの場合は、本件入札を中止する。

